

京情審答申第95号
平成25年6月24日

京都府収用委員会
会長 田中 彰寿 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成24年6月20日付け4京収第70号の3で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年11月28日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府収用委員会会長（以下「実施機関」という。）に対し、平成19年5月16日付け9用第96号に係る起案書、消印のある申請書（原本）及びその他処理が終わるまでの全ての書類（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年12月14日、実施機関は、公文書非公開（不存在）決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成24年2月7日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年6月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関が公文書を公開しないとした理由に根拠がなく、公開すべきである。

第5 実施機関の説明の要旨

本件公文書は、京都府知事の権限に属するものであり、実施機関には存在しない。

したがって、実施機関が、本件対象公文書は不存在であるとして公開

しないものとした理由には明確な根拠があり、本件処分は適切な判断に基づいたものである。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書について

公文書公開請求書、異議申立書及び意見書から、異議申立人が公開を求めているものは、京都府知事が保有する平成19年5月16日付け9用第96号に係る起案書、消印のある申請書及びその他処理が終わるまでの全ての書類であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

本件公文書は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2第1項の規定によるあっせんの申請に係る文書である。同項において、あっせんの申請は、都道府県知事に対して行うものとされているので、本件公文書は、京都府知事に属する組織のうち、当該申請の事務を所管する建設交通部用地課が保有している。

また、これを覆す特段の事由も認められないので、本件公文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点はない。

なお、本件請求が行われた際、実施機関は、情報公開制度の内容を説明した上で、請求先を京都府知事に修正するよう助言したが、公開請求者（異議申立人）は応じなかった。また、事案の移送についても、公開請求者（異議申立人）は、その請求書において事案の移送を「否」としていたので、実施機関は移送をすることができなかった。

したがって、実施機関において対象公文書が不存在であるとして本件請求を処理したことには理由がある。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月20日	諮問書の受理
平成24年11月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年11月15日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 3月 8日	第1回審査会
平成25年 4月26日	第2回審査会
平成25年 5月17日	第3回審査会
平成25年 6月21日	答 申